

第 38 号議案

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年豊川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>特定新型インフルエンザ等に係る感染症作業手当の特例</u>）</p> <p>4 <u>第 4 条の規定にかかわらず、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために_____行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、手当として感染症作業手当を支給する。この場合において、第 5 条第 1 項及び別表 3 の項の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 <u>前項の手当の支給額は、作業に従事した日 1 日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合には、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額_____とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>新型コロナウイルス感染症に係る感染症作業手当の特例</u>）</p> <p>4 <u>第 4 条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ_____。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、手当として感染症作業手当を支給する。この場合において、第 5 条第 1 項及び別表 3 の項の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 <u>前項の手当の支給額は、作業に従事した日 1 日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、4,000円）とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことを踏まえ新型コロナウイルス感染症に係る感染症作業手当を廃止するとともに、今後、新型コロナウイルスの変異株その他の新型インフルエンザ等がまん延した場合にそれに対処する作業に従事した職員に感染症作業手当を速やかに支給できるようにするため必要があるからである。